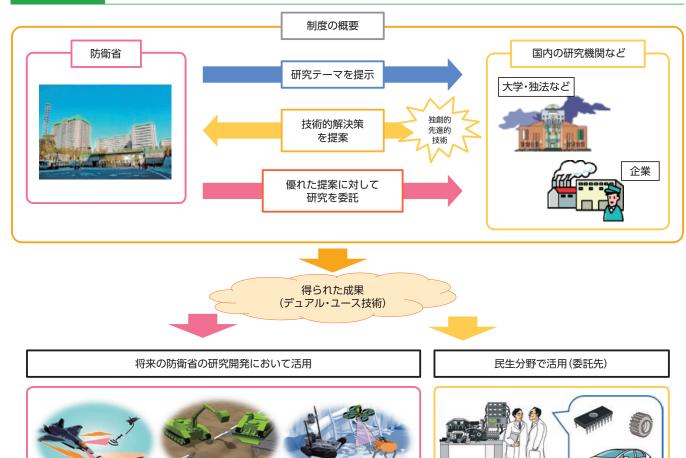
図表Ⅲ-2-3-1 安全保障技術研究推進制度(競争的資金)のイメージ



国際平和協力活動

防衛装備・技術協力 第4節

災害派遣

わが国は、防衛生産・技術基盤の維持・強化お よび平和貢献・国際協力の推進に資するよう、防 衛装備移転三原則に基づき、諸外国との防衛装 備・技術協力を推進している。

基礎的な研究の成果を民生分野において応用・活用

米国との防衛装備・技術協力関係の深化

1 共同研究・開発など

わが国の防衛

米国との間で、わが国は、92(平成4)年以降、 19件の共同研究および1件の共同開発を実施し ており、現在は、2件の共同研究(ハイブリッド電 気駆動に係る共同研究および高速多胴船の最適化 に係る共同研究)と1件の共同開発(弾道ミサイ ル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開 発)を実施している。また、わが国は、14(同26) 年7月、ライセンス生産を行っているペトリオッ トPAC-2の部品のわが国から米国のライセンス 元への移転について、国家安全保障会議での審議 の結果、海外移転を認め得る案件に該当すること を確認している。

- 参照 Ⅱ部2章4節 (防衛装備移転三原則)
- 参照 Ⅲ部1章1節3項2 (米国のミサイル防衛と日米BMD技 術協力)
- 参照 資料 25 (日米共同研究・開発プロジェクト)

2 日米共通装備品の生産・維持整備

(1) F-35A生産への国内企業の製造参画および 整備拠点の設置

わが国は、11(同23)年12月、F-35AをF-4 戦闘機の後継機である次期戦闘機とし、平成24

年度以降、42機取得すること、一部の完成機輸入 を除き国内企業が製造に参画することなどを決定 した。これを踏まえ、わが国は平成25年度以降の F-35A戦闘機取得に際して国内企業の製造参画 を図っており、米国政府などとの調整を踏まえ て、機体およびエンジンの最終組立・検査 (FACO) や、エンジン部品、レーダー部品および 赤外線探知装置 (EODAS) 部品の製造参画を決 定するなど、着実に製造参画の範囲を拡大させて いる。

日本企業がこれらの製造などに参画し、最先端 の戦闘機技術やノウハウに接することは、高い可 動率の維持や安全性の確保など、空自のF-35A戦 闘機を安全かつ効率的に運用するうえで重要であ る。

また、14(同26)年12月、米国政府は、アジア 太平洋地域におけるF-35の整備拠点(リージョ ナル・デポ) について、①機体の整備拠点につい ては、18 (同30) 年初期までに日本およびオース トラリアに設置すること2、②エンジンの整備拠 点については、18 (同30) 年初期までにオースト ラリアに設置し、追加的な所要に対応するため3 ~5年後に日本にも設置すること3を決定した旨 を公表した。機体およびエンジンのFACO施設 を活用し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献 することは、わが国のF-35Aの運用支援体制を確 保するとともに、国内の防衛産業基盤の維持、日 米同盟の強化および地域における装備協力の深化 といった観点から、有意義なものである。



国内企業が製造参画する F-35A 戦闘機 【米空軍】

(2) 日米オスプレイ共通整備基盤の確立に向けた 取組など

普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプ レイ (24機) については、定期機体整備が17(同 29) 年頃から開始される予定であり、米軍はこの ための整備企業を入札によって決定することとし ている。防衛省としては、陸自に導入予定のオス プレイ (V-22)⁴について、米海兵隊機との共通の 整備基盤を日本国内に確立することが、①陸自オ スプレイの円滑な導入、②日米安保体制の円滑か つ効果的な運用、③整備の効率化の観点から必要 であると考えている。これを踏まえて、防衛省は、 陸自木更津駐屯地の格納庫を米海兵隊オスプレイ の定期機体整備のために国内企業に使用させ、将 来の陸自オスプレイの定期機体整備も同駐屯地で あわせて実施することを計画しており、この計画 のもと、国内企業が米軍の入札に参加している。

新たな防衛装備・技術協力の構築

欧州主要国との防衛装備・技術協力など

競争力ある防衛産業を擁する欧州主要国との防 衛装備・技術協力は、これらの国々との安全保 障・防衛協力の強化およびわが国の防衛生産・技 術基盤の維持・強化に資するものであり、今後、 関係の構築・深化を図る。

(1) 英国

英国との間では、13 (平成25) 年7月、日英間

電子光学分配開口システム。一つの機体に6か所内蔵される最先端赤外線センサーであり、全方位を認識することができ、ミサイル検出、追尾などが可能に

日本における機体のリージョナル・デポは、三菱重工業株式会社 (愛知県:小牧南工場) を予定

日本におけるエンジンのリージョナル・デポは、株式会社IHI (東京都:瑞穂工場) を予定

陸自では、輸送へリコプター (CH-47JA) の輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化し得るティルトローター機 (オスプレイ (V-22)) を 17機導入することとしており、平成31年度を目途に配備することを想定

の防衛装備品等の共同開発等に係る政府間枠組 み⁵を締結し、同月、米国以外の国とは初めてとな る化学・生物防護技術に係る共同研究を開始し た。また、14(同26)年7月、国家安全保障会議 において、英国との共同研究のためのシーカーに 関する技術情報の移転が、海外移転を認め得る案 件に該当するとされたことを受け、同年11月、共 同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係 る日英共同研究に関する取決めを作成し、共同研 究を開始した。

参照 Ⅲ部3章1節4項7(日英防衛協力・交流)

(2) フランス

フランスとの間では、14(同26)年1月、防衛 装備品協力および輸出管理措置に関する委員会を それぞれ設置し、15(同27)年3月には、日仏防 衛装備品・技術移転協定6に署名した。

参照 Ⅲ部3章1節4項8 (日仏防衛協力・交流)

2 アジア太平洋地域の友好国との防衛装備・ 技術協力など

アジア太平洋地域の友好国との間では、わが国 との防衛装備・技術協力に関する関心や期待が寄 せられており、関係構築を積極的に図っていく。

(1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、14(同26)年7月、 日豪防衛装備品・技術移転協定に署名するととも に、船舶の流体力学分野に関する共同研究を平成 27年度から開始することとしている。

また、同年10月の日豪防衛相会談においては、 ①F-35プログラムに関する潜在的な協力の機会 の検討、②取得改革にかかる豪州装備庁との対 話、③オーストラリア側からの要請を受け、今ま での意見交換を踏まえ、豪州の将来潜水艦プログ ラムに関する日本の協力の可能性についての検 討、④豪州国防科学技術機関との防衛技術交流 (船舶の流体力学分野、技術者交流)、⑤防衛産業 間対話を含む多面的な協力について検討を進めて

いくこととした。

さらに、15(同27)年5月6日の日豪防衛相電 話会談において、オーストラリア側から、日豪防 衛協力を発展させる重要性およびオーストラリア の将来潜水艦の戦略的重要性について言及があっ た。その上で、通常型潜水艦に関するわが国の長 年の実績と技術力を踏まえ、オーストラリアの将 来潜水艦をわが国と共同して設計・建造すること が可能か検討したいとの説明があり、このため、 わが国にオーストラリアの将来潜水艦の選定に向 けた手続に参加して欲しいとの要請があった。以 上の要請を受け、同年5月、日豪防衛協力の重要 性に鑑み、オーストラリアの将来潜水艦プログラ ムに関し、わが国として具体的にいかなる協力が 可能か詳細に検討するため、民間企業の参画を得 て、豪州政府と協議を開始することを確認すると ともに、こうした協議を行うため、オーストラリ アとの潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調 査のための技術情報の移転について、国家安全保 障会議において審議し、海外移転を認め得る案件 に該当することを確認した。

参照 II 部 2 早 4 即(内) 再)表 別 II 部 3 章 1 節 4 項 1(日豪防衛協力・交流) 照 Ⅱ部2章4節(防衛装備移転三原則)

(2) インド

捜索・救難飛行艇の取得を検討しているインド との間では、13(同25)年5月、日印首脳会談に おいて、US-2救難飛行艇にかかる二国間協力に 向けた合同作業部会 (IWG) を設置することを決 定した。これまで、計3回のIWGが開催され、日 本側から体験搭乗や工場視察も含めたUS-2の性 能、運用要領、製造・組立、整備などに関する情 報提供を行ったほか、技術移転やインド国内での 製造も含む産業間協力のロードマップ策定に向け た準備について協議を実施している。また、14 (同26) 年9月の日印首脳会談を受け、防衛装備・ 技術協力を推進することを目的とした事務レベル 協議が行われている。

参照 Ⅲ部3章1節4項3 (日印防衛協力・交流)

正式名称:防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレー トブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定

正式名称:防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定



インドとの間で協力のあり方について協議を行っている US-2 救難飛行艇

(3) ASEAN⁷諸国

ASEANとの間では、日ASEAN諸国防衛当局 次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援や 海洋安全保障など非伝統的安全保障分野における 防衛装備・技術協力について意見交換がなされて いる。参加国からは、これらの課題に有効に対処 するため、わが国からの協力に期待が示されてい る。また、14(同26)年9月には、防衛省におい て、海洋安全保障・災害救援能力構築支援セミ ナー(外務省主催)の一環として国内防衛関連企 業による防衛装備品などの紹介を行った。

参照 Ⅲ部3章1節2項3((3)日ASEAN諸国防衛当局次官級 승습)

民間転用

防衛省では、10(平成22)年8月、民間転用の 制度設計に向けた指針を取りまとめ、11(同23) 年には、民間転用を希望する企業の申請に関する 制度を整備した。現在、US-2救難飛行艇やC-2 輸送機の民間転用に向けた技術資料などについ

て、企業の請求を受けて開示している。

航空機以外の装備品の民間転用の可能性につい ては、諸外国のニーズ、防衛産業の意向も踏まえ、 検討を実施する予定である。

技術管理など

技術管理

国際的な装備・技術協力を推進するに際して は、防衛技術、デュアル・ユース技術の機微性、 戦略性を適正に評価し、わが国の「強み」として、 守るべき技術はこれを守るとともに、わが国の安 全保障上の観点などから意図しない武器転用のリ スクを同避するなど、技術管理機能を強化する必 要がある。このため、経済産業省との連携を推進 するとともに、防衛装備移転三原則における厳格 審査および適正管理への寄与を図る。

2 その他

わが国の安全保障に資する防衛装備・技術協力 を円滑かつ適切に進めるための体制や、企業に対 する支援策などについて検討するため、14(平成 26) 年12月より、部外有識者を交えた 「防衛装 備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」を開 始した。

東南アジア 10 か国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス) で構成される地 域協力機構